


| 適用 | いじめや自殺に対する対応 | 知るためのヒント |
|-------------------------------|--|---|
| 参考になる 法律 方針 通知 など | <p>子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/11/11/1304244_01.pdf</p> <p>子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)【概要】 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351863_01.pdf</p> <p>子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351863_02.pdf</p> <p>いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号 平成 25 年 9 月 28 日施行) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm</p> <p>いじめの防止等のための基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日決定 最終改訂 平成 29 年 3 月 14 日) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf</p> <p>不登校重大事態に係る調査の指針 (平成 28 年 3 月) ※法第 28 条第 2 項を対象 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afiedfile/2016/07/14/1368460_1.pdf</p> <p>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成 29 年 3 月) ※法第 28 条第 1 項を対象 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2017/03/23/1327876_04.pdf</p> <p>学校いじめ防止のための基本的な方針 (防止法 13 条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 学校いじめ防止基本方針は、ホームページへの掲載その他の方法により、容易に確認できるような措置を講ずるとともに、内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。 (平成 29 年 3 月改)</p> <p>「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm</p> | <p>日本の子どもたちHP (武田作成) http://www.jca.apc.org/praca/takeda/</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>オリジナル資料 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法 ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン ・保育・学校事故事件調査検証委員会リスト (chousaiinkai list) ・学校・教育委員会の隠ぺいの手口 |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について(平成27年8月4日通知) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360770.htm | |
| 予 防 (防止法) (基本の方針) | <p>① 学校いじめ防止基本方針の策定 (法第13条)</p> <p>学校は、国の基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。</p> <p>学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要。</p> <p>年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要。(基本3-(2)新)</p> <p>② 組織等の設置 (法第22条)</p> <p>学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。</p> <p>学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく。(基本3-(3)新)</p> | <p>自分の学校のいじめ防止基本の方針をチェックする</p> <p>いじめ対応組織のメンバーをチェックする</p> |
| 発 生 | <p>教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。(基本3-(3))</p> <p>学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。</p> <p>すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。</p> <p>また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。(基本3-(4) iii)新)</p> | <p>【記 録】</p> <p>いじめや相談内容について、時系列で記録する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこで、誰と誰に、何を話(相談)して、回答は、結果はどうなったか? ・教師や学校、教委とのやりとりの内容を、形に残るようにしておく(連絡帳・FAX・メール・日付入り書類で渡す) ・必要に応じて録音する ・その場で、相談内容や決定事項のメモを共有(複写・コピー) |
| いじめの 解消とは? | <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。</p> <p>いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。</p> <p>必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安)</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人及び保護者に面談等で確認)</p> <p>「解消している」場合でも、再発する可能性が十分にあり得る。 教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。(基本 3-(4) iii) 新)</p> | |
| 重大事態への対処 | | |
| <p>1.重大事態の発生 (防止法) (基本方針) (ガイドライン)</p> <p>★</p> | <p>いじめの重大事態とは？</p> <p>法第1号：「生命、心身又は財産に重大な被害」(基本 4-(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が自殺を企図した場合 ● 身体に重大な傷害を負った場合 ● 金品等に重大な被害を被った場合 ● 精神性の疾患を発症した場合 ● 被害児童生徒が学校を退学した場合又は転校した場合は、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う。 <p>法第2号：不登校の「相当の期間」は、年間30日を目安。</p> <p>ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要。 重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校。</p> <p>児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。(ガイドライン)</p> | <p>・申立ては文書で行う。 ・回答もできるだけ文書でもらう。</p> |
| <p>2.発生報告 (ガイドライン)</p> | <p>学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第 29 条から第 32 条まで)。 不登校重大事態の場合は(判断してから)7日以内に行うことが望ましい。(不登校重大事態指針)</p> | <p>・学校の事故報告書を情報開示請求する</p> |
| <p>3.学校の設置者又は学校による調査</p> | <p>法第 28 条「重大事態」に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(基本4-(1))</p> | <p>★自殺事案は、子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)に沿って調査が行われる。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(基本方針) (ガイドライン)</p> | <p>(1) 調査の主体 a.学校 のいじめの防止等の対策のための組織 (法第 22 条) b.学校設置者 が主体の組織 ※ 学校・学校設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制 or 第三者のみで構成する調査組織 c. 地方公共団体 の長等による調査 ※ 従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28条第 1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。(基本 4-(1)③)</p> <p>★ (2) 調査の目的 : いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止 いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有している。 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。</p> <p>不登校事案の場合、学校及び学校の設置者はいじめの解決のみならず、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学校復帰に向けた支援を適切に行うことが必要である。</p> <p>(3) 事実関係を明確にするための調査 (基本 4-(1)⑤)</p> <p>★ ●重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、 ●いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、 ●学校・教職員がどのように対応したか などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。 この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。</p> | <p>【概要版】 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2014/09/10/1351863_01.pdf いじめの「疑い」が生じた時点で、いじめ防止対策推進法が適用される。</p> <p>・いじめ以外に、教師の言動による重大事態の発生にも適用可能</p> <p>★いじめ・不登校事案は、不登校重大事態に係る調査の指針に沿って行われる。(現時点で、被害児童生徒・保護者の訴えはあまり重視されていない。設置者の判断重視)</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shoto_u/seitoshidou/_icsFiles/afeldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf</p> |
| <p>4.被害者への説明と合意 学校調査 第三者委 調査を 含む (ガイドライン)</p> | <p>被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。(法 28 条 2 項)</p> <p>○ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。</p> <p>学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。</p> | |

| | | |
|------------------------|---|---|
| <p>調査実施前の説明</p> | <p>調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。</p> <p>① 調査の目的・目標 重大事態の調査は、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明。</p> <p>② 調査主体（組織の構成、人選） 調査組織の構成について説明。 人選については、公平性・中立性が担保されていることを説明。 必要に応じて、職能団体からも、推薦理由を提出してもらおう。</p> <p>★ 被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。 調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り、公表することが望ましい。</p> <p>③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告） 被害児童生徒・保護者に対して、調査開始時期や調査結果までの期間について、目途を示す。</p> <p>★ 進捗状況を定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め説明する。 調査の進捗等の経過報告を行う。</p> <p>④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲） 予め、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、説明する。</p> <p>★ その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。 調査事項等に漏れがあった場合、再調査を実施しなければならない場合がある。 第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。</p> <p>⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）</p> <p>★ 使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明する。 被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。</p> | <p>【要望・ほか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査への要望は、書面で提出する（誰あてかを明記する） ・被災者側が持つ情報は書面で提出（第三者調査委員会の場合、宛名は委員会もしくは各委員とする。委員に渡っているか確認） ・同級生らが卒業する前にアンケート・聴き取り調査をすることは重要。（卒業すると協力を得るのが困難になる） ・一方、結論を焦りすぎると、不十分な調査になる可能性もある（予め、会議回数が決められている場合や報告提出日が決められ、短期に結論を出す予定になっているときは、要注意!） |
|------------------------|---|---|

| | | |
|------------------------|---|---|
| <p>調査実施後の説明</p> | <p>【アンケート情報】 ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明する。 アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の配慮の上で行う方法を採用、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明する。</p> <p>⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等） 【被害児童生徒・保護者への情報提供】 ★ <u>学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。</u> ・予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておく。 ★ <u>調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。</u> 適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。 関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。</p> <p>【加害児童生徒・保護者への情報提供】 ★ ・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておく。 ・調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。</p> <p>⑦ その他 【文書の保存】 ★ ・文書の保存は文書管理規則に基づき行い、文書の保存期間を説明する。</p> <p>【記者会見・保護者会説明】 ・記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努める）。</p> | <p>・児童生徒へのアンケートは、事案発生から3日以内が望ましい。 ただし、内容をチェック ⇒5.初期調査参照</p> <p>※以下、事前協議 ・重要なアンケートが抜かれないために、第三者もしくは双方立ち会いのもとで開封し、その場でナンバリングをしておくという方法もある。 ・アンケートの原本確認は、たとえば、ランダムに選んだ数字(5がつく番号など)を取り出して原本と照合し、問題がなければそのまま信用。問題が発見されれば個人情報をマスキングしたうえで全調査票と打ち直したものを照合するという方法もある。</p> <p>・加害者側も代理人(弁護士)を立てて、権利を主張していることもある</p> |
|------------------------|---|---|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>【災害給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進めること。(ガイドライン) ※ スポーツ振興センターの災害共済給付 ・平成 28 年より、高校生等が、いじめ、体罰、その他当該高校生等に帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡(自殺)したとき等について、災害給付の対象となる。 ・センターの災害給付制度では、学校管理下で自殺した場合は死亡見舞金(2,800 万円)を支給するが、学校設置者が「教育活動に起因する事故」(いじめや体罰など)と認めない限り、給付申請されない。 <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター http://www.jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/102/Default.aspx 災害共済給付における高校生等の故意の死亡等の取扱いの改正について (平成 28 年 9 月 7 日 改正) http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/pdf/koukou_kaisei_H28.pdf</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・請求の時効 2 年 (通常、学校が請求。被災者側からも申請できる) ・給付金の支払い請求に当たっては、第三者調査委員会の調査結果等の提出が必要。(申請後、結果が出るまで保留) ・いじめ等が背景にあったと認められても、自殺との因果関係を巡って、不支給と判断され、係争になることも |
| <p>5.初期調査 (ガイドライン)</p> <p>★</p> | <p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施する。 ○ 可能な限り速やかに実施するよう努める。 ○ アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。 <p>【聴き取り・ほか】</p> <p>当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。</p> <p>加害児童生徒からも、いじめの事実関係について意見を聴取する。</p> <p>【記録の保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存する。 ★ 記録は、重大事態の調査を行う主体(第三者調査委員会等)が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前の調査において取得、作成した記録(定期的アンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、聴き取り調査記録等)を含む。 <p>個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも 5 年間保存することが望ましい。</p> <p>教職員による手書きのメモの形式をとるものも、公文書(行政文書)に該当する可能性があることにも留意。</p> | <p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に、アンケート案と保護者への説明文をもらう ・被災者に情報提供をすること、誰の、何のことについての調査か、アンケート用紙や保護者への説明文に明記させる。(生活アンケートにすり替えさせない) ・調査対象をできるだけ広くとる (いじめなどの関与の薄い人間ほうが言いやすい。きょうだいから聞いていることもある) ・記名・無記名を選択できるようにするのもひとつの方法 ・回収方法をチェック(4.被害者への説明と合意参照) <p>【聴き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係の深い教師(担任・顧問)に児童生徒の聴き取りをさせない |

| | | |
|--------------|--|--|
| ★ | <p>【記録の廃棄】</p> <p>○ 記録の廃棄は、被害児童生徒・保護者に説明の上、行う。 個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。</p> | <p>・記録者と2人以上で聴き取る</p> <p>・聴き取りメモも保存</p> <p>【記 録】</p> <p>・廃棄ルールを確認</p> <p>・情報開示請求する</p> <p>・場合によっては、証拠保全をかける</p> |
| 第三者委員会による調査 | | |
| 6. 第三者委員会の設置 | <p>【設置しない場合】</p> <p>学校調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者(被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者)が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。</p> <p>【第三者委員会の設置】</p> <p>(いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関)</p> <p>【人 選】</p> <p>専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)。 職能団体や大学、学会からの推薦等により公平性・中立性を確保するよう努める。 公立学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関、学校いじめ対策組織を母体として、適切な専門家を加えるなどの方法。</p> <p>Ex. 【被災者側からの委員の推薦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2013/11/14 福岡県太宰府市の私立高校の男子生徒(高3・18)が自殺。 ⇒遺族は、人選について事前協議がなかったことに不満を表明。委員3人に、遺族が推薦する弁護士1人を追加選任。 ・2014/1/8 長崎県新上五島町の町立中学校の男子生徒(中3・15)が自殺 ⇒委員は町と遺族側とでそれぞれ3名ずつ推薦 ・2015/7/5 岩手県矢巾町の町立矢巾北中学校の男子生徒(中2・13)が自殺 ⇒人選の半分以上に遺族の意向を反映させる ・2015/9/27 東京都の都立高校の男子生徒(高1・16)が自殺 ⇒常設のいじめ問題対策委員会の委員4名に、遺族推薦4名を加える | <p>★「4.被害者への説明と合意」参照</p> <p>【設置要綱の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事実の有無を調査する内容になっているか？ ・家庭の問題の取り扱い ・自殺といじめとの因果関係まで踏み込むのか？ ・自殺の背景要因も調査の対象になっているか？ ・学校・教委の事後対応の検証は入っているか？ ・被災者への説明の方法を確認 ・必要に応じて情報開示で、「〇〇さん(被害児童名)の自死に関する、「調査委員会」の設置や調査委員報酬の執行にかかる伺文書、及び「調査委員会」設置にかかる関係文書」請求 <p>【調査目的】</p> <p>学校・職員だけでなく、教育委員会の対応の問題も入れることも要検討</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>Ex. 【委員が交代(要求)した事案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2013/11/14 福岡県太宰府市の私立高校の男子生徒(高3・18)が自殺 ⇒人選について事前協議がなかったことに不満を表明し、遺族が推薦する弁護士1人を追加選任。 ・2014/1/7 山形県天童市の市立中学校の女子生徒(中1・12)が自殺 ⇒市教委が4人の委員候補を提案。市の法律相談員の弁護士も入っていた。市教委が各市議に配布した報告書には、「委員確定後も(委員名の)公表は当面差し控える」と明記されていた ⇒委員6人の構成を、県内外の弁護士3人と、いじめ問題に詳しい県外の学識経験者3人とする。 ・2015/10/12 沖縄県豊見城(とみぐすく)市内の小学の男子児童(小4・10)が自殺 ⇒2016/2/2 市教委は、自殺につながるいじめの有無を調査するとしていた従来の方針から、いじめに限定せず自殺の要因を広く調査するとの方針に転換。第5回会合で委員らに伝えたが、5人の全委員が納得せず辞任。入れ替える。 ・2016/8/25 青森県青森市藤崎町の浪岡中学校の女子生徒(中2・13)が自殺 ⇒2017年5月末の任期満了で精神科医2名を交代(予定) | <p>【人物をチェック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名をインターネット等で検索 ・直前の職歴だけでなく、過去の職歴もみる ・第三者調査委員会の委員経験者の場合、その時の報告内容をチェック ・心理系の委員(精神科医・カウンセラーなど)は被災者側でできるだけ押さえる(証拠となるものがなくとも専門家の知見が証拠として扱われる) ・肩書きだけではわからないこともある |
| <p>7.第三者委員会の調査 (ガイドライン)</p> <p>分析</p> | <p>【調査】 背景調査においては、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。</p> <p>【分析】 調査においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、 ●学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、 ●学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対応のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか、 <p>などについて、分析を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・資料を情報開示請求する (時期は要検討。調査委員が学校の保有する書類等に詳しいとは限らない。情報請求がかかっている書類は、調査委員も検討の材料にする可能性あり。) |
| <p>8.報告</p> | <p>【調査実施中の経過報告】 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。</p> <p>【調査結果の報告】 調査結果については、それぞれ報告する。 (再掲) 被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。(法28条2項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・調査の経過説明は、事務局からではなく、調査委員から直接聞くことが望ましい ・非開示部分がある場合、情報開示請求を行う ・不開示の場合、理由を聞く |

| | | |
|---|--|--|
| <p>被害者の 意見(所見)★</p> | <p>いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。</p> | <p>・被災者の所見を添付 ・メディアにも配布する</p> |
| <p>9.公表と説明 (ガイドライン)</p> <p>★</p> | <p>・いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。</p> <p>・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。</p> <p>・調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。</p> <p>・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。</p> <p>・報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。</p> <p>★・学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。</p> <p>学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。</p> | <p>・事案内容や学校に対する批判に係る内容を一切、発表せず、再発防止策のみ発表する教育委員会や自治体もある。</p> |
| <p>10.再調査</p> | <p>報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関や、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用。地方公共団体の長等による調査。</p> <p>以下に掲げる場合は、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。</p> <p>① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合</p> <p>② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合</p> <p>③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合</p> <p>④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合</p> <p>※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。</p> | <p>・地方公共団体(都道府県・市区町村など)の長も、訴訟になれば責任を問われる立場。期待しすぎない。</p> <p>・再調査の実施は地方公共団体の長等の判断による。</p> <p>再調査に期待しすぎない。</p> <p>再調査では、すでに時間が経ちすぎることから、新たな事実が出てこないこともある。最初の調査でできることは、最初の調査で行う。</p> |

| | | |
|-----------------------|--|------------------------------------|
| | <p>Ex 【再調査や二次答申の事例】</p> <p>2014/7/4 青森県八戸市の県立高校の女子生徒(高2・17)が自殺。 ⇒2014/8/1 知事部局で再調査。いじめなどのストレスと摂食障害との関係を認定。いじめと自殺の間には一定の因果関係があったとする。⇒県教委の調査と知事付属機関の再調査に優劣はないと回答。</p> <p>2014/9/21 宮城県仙台市の市立館中学校の男子生徒(中1・12)が自殺を図る。9/27 死亡。 ⇒2016/3/24 第二次答申を教育長に提出。追加調査で、5件の出来事以外にもいじめを認定。これに対し学校が適切な対応を取らなかったことを認め、自死との間には関連性があるとした(一次もいじめと自死の関連は認めていた)。</p> <p>2015/9/18 福島県の県立会津高校の女子生徒(高2)が自殺。 ⇒2016/4/ 保健福祉部に常設の委員会で再調査。いじめと自殺の直接的な因果関係を認める。</p> <p>2016/8/19 青森県上北郡東北町の町立上北中学校の男子生徒(中1・12)が自殺。 ⇒2017/1/25 遺書に名前のあった生徒のいじめが認められなかったため、町は再調査を決定。</p> | <p>・再調査とそれ以前の調査の位置づけを予め確認しておく。</p> |
| <p>11.調査結果を踏まえた対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。 ● いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。 加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。 また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。 ● 再発防止 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。 ● 教職員の処分等 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の可否を検討すること。 また、学校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。 | |

| 適用 | 学校事故対応 | 知るためのヒント |
|---------------|--|--|
| 参考となる法律・規則・指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安全法 http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%8e%4f%96%40%8c%dc%98%5a&REF_NAME=%8a%77%8d%5a%95%db%8c%92%88%09%1%53%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T= ● 学校保健安全法施行規則 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33F03501000018.html ● 「学校事故対応に関する指針」についての通知 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm ● 「学校事故対応に関する指針」 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2016/04/08/1369565_1.pdf ● 「学校事故対応に関する指針」【概要版】 http://www.pref.yamanashi.jp/sports/gakutai/documents/gakkoujikotaiou_gaiyou.pdf | <p>日本子どもたちHP（武田作成） http://www.jca.apc.org/praca/takeda/</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>オリジナル資料 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校事故対応に関する指針 ・学校事故対応に関する指針「被害児童生徒等の保護者への支援」抜粋 <p>「学校事故対応に関する指針」P37-38 学校安全・防犯・防災・マニュアル 突然死・アレルギー・体育活動中事故 防止・心のケア・保育事故等に関する URL あり</p> |
| 予 防 | <p>【事故発生の未然防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し ○ 安全教育の充実、安全管理の徹底 ○ 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備 ○ 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備 ○ 学校の設置者として必要な指導・助言の実施 | |
| 事故の発生 | <p>※ 学校事故とは、原則として、登下校中を含めた学校の管理下で発生した「事故」を対象</p> <p>【事故発生直後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施 | |
| 設置者への報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡事故及び治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故は、学校の設置者等に報告する。 (事故発生時点においては治療に要する期間が未確定の場合であっても30日以上となる可能性が高いと | <ul style="list-style-type: none"> ・学校事故報告書を確認 ・必要に応じて、情報開示請求する |

| | | |
|----------|--|---|
| | <p>学校が判断したもの及び意識不明の事故を含み、治療に要する期間が30日以上かかる場合でも骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により報告の有無を判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校の設置者は報告を受けた事故情報について、当該地方公共団体の長にも必要に応じて情報提供を行うこと。 ○ 死亡事故については、設置者等を通じて、国まで一報を行う。 | |
| 基本調査 | <p>【基本調査とは】 事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの</p> <p>【基本調査の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 死亡事故。 ● 死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故(30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故)のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき。 <p>【調査主体】 設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施</p> <p>【基本調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する全教職員からの聴き取り(調査開始から3日以内を目途に終了) ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り ・関係機関との協力等 <p>【記録の保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査で収集した記録用紙(メモを含む)や事故報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際に重要な資料となる。すぐに廃棄することなく、一定期間保存する | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の聴き取りを関係する教職員(担任・事故時居合わせた教師・顧問など)に行わせない ・複数による聴き取り ・聴き取りメモの保存 ・質問紙による調査が有効 (内容を工夫) |
| 被害者への説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施 ・今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する ・学校は独立行政法人日本スポーツ振興センターに確認し、給付制度について正しく理解した上で説明する | |
| 詳細調査への移行 | <p>【詳細調査とは】 基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において</p> | |

| | | |
|-----------------|---|-----------------|
| | <p>行われる詳細な調査であり、①事実関係の確認のみならず、②事故に至る過程を丁寧に探り、③事故が発生した原因を解明するとともに、④事故後に行われた対応についても確認し、それによって⑤再発防止策を打ち立てることを目指すものである。</p> <p>【詳細調査の対象となる事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 死亡事故 ● 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故 ● 少なくとも次の場合には詳細調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> <u>ア)教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合</u> <u>イ)被害児童生徒等の保護者の要望がある場合</u> ウ)その他必要な場合 <p>【調査の主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校・国立学校は、特別の事情がない限り、学校の設置者 ・私立・株立学校は、死亡事故等が発生した場合、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には都道府県等担当課 | |
| 調査委員会の設置 | <p>【調査委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中立的な立場の外部専門家で構成。 ※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く ・氏名は特別な事情がない限り公表することが望ましい。 | 委員の氏名等をネットなどで検索 |
| 報告書の作成 | <p>報告書に盛り込むべき下記内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的 ・調査の方法 ・事例の概要 ・明らかとなった問題点や課題 ・問題点や課題に対する提案(提言) ・今後の課題 ・会議開催経過 ・調査委員会の委員名簿 ・参考資料 | |
| 被害児童生徒等の保護者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担うコーディネーターを確保する。 ○ 客観性を保つ意味から、複数で聴き取りを行う。 ○ 調査結果について、調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。 調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。 | |